

卷末資料

都市計画マスタープランの検証

策定経緯

神戸町土地利用計画特別委員会

神戸町都市計画審議会条例

神戸町都市計画審議会運営規程

神戸町都市計画審議会委員

諮問書・答申書

用語解説

都市計画マスタープランの検証

現行都市マスの体系		具体施策に係る記述（整備・誘導の方針）	検証結果	頁
第4章 計画の実現に向けて				
第2節 重点的施策の推進				
重点的施策①				
養老鉄道を活かした移住・定住の促進		養老鉄道をまちづくりに活かしていく取組みを進めることで、日常的な利用者の確保を図ります。	継続中	49
		大垣や名古屋へのアクセス性が高い駅周辺での移住・定住を促進することにより、本町の活性化と併せて養老鉄道の利用者確保を図ります。	継続中	49
		広神戸駅周辺の中心部の特に空家が増加している地域での建替え等の促進を図ります。	継続中	49
		広神戸駅と北神戸駅周辺の下水道等の都市基盤や学校等の公共施設が整った地域（市街化調整区域）において、神戸町土地開発公社等により、ゆとりある良好な宅地の開発と供給を行うことにより駅周辺での居住を進めます。	継続中	49
重点的施策②				
東海環状自動車道を活かした企業用地の整備		東海環状自動車道の「大野神戸 IC」が整備される西座倉地区は、広域的な交通利便性を活かした新たな産業拠点として、「大野神戸 IC」と一体的に工業地を整備し、県外からも広く企業誘致を行うことで、本町はもとより、岐阜県をはじめとする中京圏全体の活性化を目指します。	継続中	50
		大野神戸 IC 周辺の開発にあたっては、土地区画整理事業等により、計画的な基盤整備を図るとともに、市街化区域への編入、工業系用途地域の指定により、工業地としての操業環境を確保します。	継続中	50
		事業の実施に向けては、当該地区の地権者の合意形成と関連法令による許認可が必要になることから、早い段階から地権者や地域住民への説明を行い、事業内容への理解を求め、実施に向けた体制構築を進めます。	完了	-
		関係機関や事業者間との情報交換、協力・連携により、本町の立地条件を活かした企業誘致を推進します。	継続中	50
		既存の生活道路と新たに整備する道路との接続に留意するとともに、緩衝帯等を設置することで大気汚染や騒音・振動による影響を低減させる等、集落の生活環境に配慮した開発を進めます。	検討中	50
第2章 全体構想				
第5節 分野別方針				
1 土地利用				
土地利用	住宅ゾーン	快適な居住環境を創出するために、生活道路や下水道等の都市基盤の適正な維持管理を行います。	継続中	16
		道路環境については、歩車分離や歩道部分の段差解消等の子どもや高齢者に配慮した歩行空間の確保を図ります。	継続中	16
		低未利用地については、利活用に努めます。なお、建築密度の高い地域では、ゆとりある居住環境の形成に向け、周辺の状況に応じて公園・緑地等のオープンスペースとしての利用を検討します。	未着手	16

現行都市マスの体系		具体施策に係る記述（整備・誘導の方針）	検証結果	頁
土地利用	住宅ゾーン	防災上の機能も見込める農地については、「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」として評価することも検討します。	継続中	16
		建物の老朽化が進み、建築密度の高い地域では、建物の不燃化や耐震化の促進により良好な居住環境の形成を図ります。	継続中	16
		空家・空き地については、利活用を検討するとともに、地域の良好な生活環境を保つため、適正な維持管理の促進を図ります。	継続中	16
	商業ゾーン	都市としての魅力を高めるために、未整備の基盤整備を進めるとともに、既存の都市基盤については適正な維持管理を図ります。	継続中	17
		日常生活に必要なサービス機能（買い物、金融、医療・福祉等）の維持・集積を図ります。	継続中	17
		「都市拠点エリア」の本町の顔となる日吉神社から広神戸駅にかけての商店街は、門前町としての風情を残すまち並みを活かしつつ、地域生活を支える商業機能の維持に努めます。	継続中	17
		広神戸駅前における空家を活用した観光交流施設を設置し、本町の魅力・観光情報をワンストップで来訪者に提供することで、集客の増加、賑わいの創出を図ります。	完了	-
		商業ゾーンには、旧耐震基準時に建築された木造建物が密集し、災害時における延焼、建物の倒壊による道路閉塞等の危険性があることから、耐火性・耐震性の向上やオープンスペースの確保を検討します。	継続中	17
	工業ゾーン	神戸町工業団地や神戸町西工業団地、大野神戸 IC の周辺は、「産業拠点」として本町の基幹産業である工業の操業環境の保全を図るとともに、工業機能の維持・集積を図ります。	継続中	17
		準工業地域の中小規模の工場と住宅が混在しているエリアにおいて、住宅が多く立地している地区では、住居系用途地域への転換を検討し、住居系用途の誘導を図ります。土地利用の純化が困難な地区においては、住宅と工場の混在する複合地区として、それぞれの環境の向上を図ります。	未着手	17
		交通利便性や周辺の土地利用状況から、新たな企業の受け皿として整備することが適当な地区を「産業開発エリア」として位置づけ、周辺集落の生活環境や自然環境等に配慮しつつ、企業誘致や既存事業者の事業拡大に向けた計画的な土地利用を図ります。	継続中	17
		大野神戸 IC 周辺の「産業開発エリア」においては、土地区画整理事業等を推進し、市街化区域への編入を図ります。また、下宮地区の「産業開発エリア」においては、地区計画制度等を活用した企業用地の確保を図ります。	継続中	-
		農業集落ゾーン	市街化調整区域における既存集落の生活環境の維持・向上のため、生活道路や上・下水道の計画的な整備や維持管理を進め、良好な生活環境の形成に努めます。	継続中

現行都市マスの体系		具体施策に係る記述（整備・誘導の方針）	検証結果	頁
土地利用	農業集落ゾーン	優良農地の保全、荒廃の防止に努め、生産性の高い営農環境の維持に努めます。また、農業生産の安定を図るため、農地中間管理機構による農地の集約を図ります。	継続中	18
		空家については地域の良好な生活環境を保つため、適正な維持管理の促進を図るとともに、地域活性化に資する利活用（用途変更）については許容します。	継続中	18
		小学校や駅等の地域の中心施設周辺で都市基盤が整備されたエリアを「地域活力維持エリア」と位置づけ、必要な規制緩和を行います。	継続中	18
		移住・定住促進のために新たに宅地開発が必要な場合については、養老鉄道の利用促進を図る観点から都市基盤が整備された駅周辺で用途規制の緩和を図り、計画的な土地利用を行います。	継続中	18
		移住・定住の促進等による既存集落コミュニティの維持・活性化の必要がある場合は、道路・下水道等の都市基盤の整備状況を踏まえつつ、小学校等の地域の中心施設周辺で地区計画制度等を活用した規制緩和と計画的な土地利用を行うことで、既存集落や田園風景と調和した良好な居住環境を確保することを検討します。	未着手	18
		養老鉄道の各駅周辺では、鉄道利用の促進を図るため、中京圏からの移住・定住を促進します。	継続中	18
	西座倉地区の「地域活力維持エリア」においては、大野神戸 IC の整備を活かした新たな工業開発地に隣接することから、地区計画制度等の活用による開発行為の適切な規制・誘導を検討し、集落の環境保全と活力維持を図ります。	継続中	18	
	環境保全ゾーン	揖斐川は、本町を代表する貴重な自然環境資源として、その保全に努めます。	継続中	18
本町を代表する景観である輪中堤や河川敷については、自然環境と調和した、いこいの場としての活用を図ります。		継続中	18	
岐阜県等の関係機関と連携しつつ、河川改修の促進を図り、水害対策の強化を図ります。		継続中	18	
2 都市施設				
道路・交通	広域幹線道路（東海環状自動車道）	県内各地や名古屋都市圏への広域幹線道路となる東海環状自動車道及び大野神戸 IC の整備を促進します。	継続中	-
	主要幹線道路・補助幹線道路	町内外への円滑な移動を確保するため、主要地方道、一般県道、都市計画道路による幹線道路のネットワークを構築します。	継続中	20
		新たに工業ゾーンへ土地利用の転換を図る箇所と大野神戸 IC を結ぶアクセス道路について、計画的な整備を進めます。	継続中	20
		幹線道路の整備にあたっては、歩行者・自転車の安全・安心・快適な通行の確保に配慮します。	継続中	20

現行都市マスの体系		具体施策に係る記述（整備・誘導の方針）	検証結果	頁
道路・交通	主要幹線道路・補助幹線道路	未着手の都市計画道路は、既存道路の活用や代替路線の確保を検討しつつ、社会経済情勢の変化を踏まえ必要性が低いと判断される場合は路線の見直しを図ります。また、将来的な交通需要の減少が見込まれる場合は、幅員（車線数）の変更等についても検討します。	継続中	20
		「神戸町橋梁長寿命化計画」に基づき、橋梁の計画的な点検と修繕の実施を推進します。	継続中	20
	その他道路	幹線道路に配慮しつつ、地域生活を支える生活道路のネットワークを構築します。	継続中	21
		幅員の狭い生活道路は、住民の要望や協力を得ながら適切な改良を進めます。	継続中	21
		歩道部分の段差解消等、子どもや高齢者に配慮した歩行空間を確保したバリアフリー化を推進します。また、歩道の設置が困難な道路では、路肩部分のカラー舗装整備等により、安全な歩行空間の整備に努めます。	継続中	21
		通学路総点検の結果に基づき、関係機関と連携して要対策箇所の安全確保を進めます。	継続中	21
		新たな道路網の整備により、交通環境の変化が想定される場合は、交通事故危険箇所の把握に努め、交通安全施設の整備を進めます。	継続中	21
	その他道路	老朽化する道路ストックを適切に維持管理できるよう、安全性の調査・点検を実施し、老朽化対策と点検結果に基づく計画的な予防保全対策を進めます。	継続中	21
		幹線道路と同様に、「神戸町橋梁長寿命化計画」に基づき、橋梁の計画的な点検の実施及び修繕を推進します。	継続中	21
	公共交通等	高齢者や学生等の生活において重要な役割を果たす養老鉄道は、将来にわたって安全・安心に利用できるように、沿線市町と協議を進めながら、支援を継続し、マイレール意識の醸成に努めます。	継続中	21
		沿線人口が減少するなかでも、日常的な利用者を確保する必要があるため、駅周辺への居住と鉄道利用を促進するための誘導策を実施します。	継続中	21
		通勤・通学時に養老鉄道を利用しやすいように、パークアンドライド等を検討し、利便性向上や鉄道の利用促進を図ります。	継続中	21
		養老鉄道の存続に向けて、レンタサイクル、サイクルトレイン等による利用者増加を図り、観光・交流面における活性化施策を展開します。	継続中	21
		養老鉄道を補完する地域の重要な公共交通であるバス交通は、必要に応じ路線を検討するとともに、名阪近鉄バス大垣大野線を維持するための支援を継続します。	継続中	21
高齢者や障がい者（児）等の生活を支える「ばらタク」は、適正な運営の継続を図ります。		継続中	21	
公園・緑地等	公園・緑地	ごうど中央スポーツ公園は、多様なスポーツニーズに応じた公園として再整備を推進し、施設の充実を図ります。	完了	-

現行都市マスの体系		具体施策に係る記述（整備・誘導の方針）	検証結果	頁
公園・緑地等	公園・緑地	ごうど・ローズパークやばら公園いこいの広場等は、子どもから高齢者まで誰もが気軽に利用でき、健康づくり、コミュニティ活動の場、自然レクリエーションの場として活用できる魅力ある公園の整備、維持管理を図ります。	継続中	22
		日吉公園やふれ愛公園等の子どもの遊び場となる公園は、遊具の適正な維持管理を図ります。	継続中	22
		公園・緑地が不足する地域や建築密度が高い密集市街地では、住民と協力しつつ、誘致距離・規模を考慮した計画的な整備を検討します。	未着手	22
		新たな公園・緑地の整備や再整備にあたっては、利用者の声を取り入れるとともに、防災機能の向上を図ります。	継続中	22
		本町における貴重な緑である大垣輪中は、住民のふれあいの場として、環境の保全を図ります。	継続中	22
		河川敷や大垣輪中等の線的な緑地は、緑道やサイクリングロード等のレクリエーションの場としての活用を図ります。	継続中	22
	都市緑化	住民一人あたりの公園面積の増加を目指すとともに、線的な緑地の確保等、公園・緑地のネットワーク化に努めます。	継続中	22
		住民、企業、行政が一体となって、花と緑の豊かなまちづくりに向けて、公共施設や民間施設の緑化に努めます。	継続中	22
河川・上水道・下水道	河川	「木曾川水系河川整備計画」に基づき、揖斐川の護岸整備をはじめとする治水事業を促進します。	継続中	23
		その他の中小河川については、適切な維持管理を行うとともに、必要に応じて改修促進を図ります。	継続中	23
		河川の改修にあたっては、周辺の田園景観に配慮した美しい景観づくりを図ります。	継続中	23
		開発等による河川への雨水流出量の増加に対しては、調整池の設置等の対応を図ります。	継続中	23
	上水道	上水道事業の経営計画を策定し、健全な経営、施設の更新を図ります。	継続中	23
		中央水源地及び北部水源地における各種設備や配水管等の長寿命化を図るとともに、適切な維持管理や老朽化した施設の更新を図ります。	継続中	23
		役場や小学校等、地震時に重要な拠点・避難所となる施設を結ぶ幹線管渠の耐震化による防災力の強化を図ります。	継続中	23
	下水道・神戸浄化センター	「神戸町公共下水道事業全体計画」に基づき、平成37年度までの全体整備完成を目指して下水道整備事業を推進します。	継続中	23
		下水道施設の合理的な更新・整備を検討し、アセットマネジメントの確立を目指します。	継続中	23
		下水道普及率の向上を図るため、住民への説明・接続支援等により加入促進に努め、安定的かつ効率的な事業経営を進めます。	継続中	23
その他施設	斎苑	神戸町斎苑やすらぎ苑は、適切な維持管理を図ります。	継続中	23

現行都市マスの体系		具体施策に係る記述（整備・誘導の方針）	検証結果	頁
3 市街地整備、拠点形成の方針				
市街地整備、拠点形成	都市拠点エリアの整備	広神戸駅から役場周辺の商業系用途地域は、「都市拠点エリア」として、地域住民の日常の買い物の利便向上等、快適な生活を支える都市空間の形成を図ります。	継続中	25
		門前町としての風情を残すまち並みを活かしつつ、駅前の空家を活用した観光交流施設を設置し、本町の魅力・観光情報をワンストップで来訪者に提供することで、交流人口の拡大を図り、町内外の人が集い、ふれあえるまちの顔を創出します。	継続中	25
	地域活力維持エリアの整備	養老鉄道が持続可能な地方鉄道として存続する上で重要な日常利用者を確保する観点から、都市基盤が整備された駅周辺への居住を促進します。また、良好な開発を行うための手法として神戸町土地開発公社による宅地供給を検討します。	完了	-
		土地利用規制が厳しく、人口減少が進む既存集落で、地域コミュニティを維持・活性化する必要がある場合は、地区計画制度等の活用を検討し、集落の中心となる小学校の周辺等で、適正な土地利用規制や誘導とあわせて計画的な施設整備を検討します。	継続中	25
		西座倉地区は、大野神戸 IC の整備を活かした新たな工業開発地に隣接することから、地区計画制度等の活用を検討し、良好な居住環境の確保と集落の活力維持を図ります。	継続中	25
		農村集落としてのゆとりと潤いのある居住環境を確保するため、必要に応じて建築協定制度や緑地協定制度の活用を検討します。	継続中	25
	産業開発エリアの整備	大野神戸 IC の周辺及び下宮地区は、「産業開発エリア」として、町の産業活動の活性化、雇用の創出に向けた企業誘致の受け皿の整備を推進します。	継続中	26
		大野神戸 IC の周辺の西座倉地区では、岐阜県の東海環状西回りエリアにおける企業誘致促進の方針を踏まえつつ、土地区画整理事業等による基盤整備を図ります。	継続中	26
		下宮地区では、地元企業が業務拡大のための用地を即時的に求めている現状を受け、安定的な産業活動を支援し、企業の町外流出を防止することで、地域の活力と雇用を維持する必要があることから、地区計画制度等の活用により、新たな工業用地を確保します。	完了	26
	4 都市防災・防犯			
都市防災・防犯	ハード対策	揖斐川や杭瀬川、東川等の氾濫に備え、河川改修をはじめとする総合的な治水対策を促進し、浸水被害の低減を図ります。	継続中	28
		農地は、遊水機能やオープンスペースとしての機能を有することから、保全を前提としつつ、開発を行う場合は代替機能の確保を図ります。	継続中	28
		避難所となる公共施設においては、防災資機材の適切な管理及び計画的な配備、設備のバリアフリー化を図ります。また、災害発生時に必要となる物資の備蓄・更新を図ります。	継続中	28

現行都市マスの体系		具体施策に係る記述（整備・誘導の方針）	検証結果	頁
都市防災・防犯	ハード対策	災害時の拠点となる公共施設や水道、電気等のライフライン、避難所施設、緊急輸送道路や避難路となる道路や橋梁等の耐震化、液状化対策により、防災力の向上を図ります。	継続中	28
		災害時輸送道路としても極めて重要な東海環状自動車道とそのアクセス道路の整備を促進します。	継続中	28
		旧耐震基準で建設された住宅については、耐震診断の実施を促進するとともに、耐震改修補助制度の活用を図り、住宅の耐震改修を促進します。	継続中	28
		避難所や防災拠点となる施設では、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入を検討します。	継続中	28
		防災上支障となることが懸念され、地域の防犯上も好ましくない空家の実態を調査し、所有者による除却も含めた適正管理を促進します。	継続中	28
		夜間の犯罪抑止に向けて、各教育施設及び通学路上等の防犯灯について、水銀灯から LED 灯への交換、必要箇所における新規設置を進めます。	継続中	28
	ソフト対策	住民参画の訓練を実施し、「自分の地域は自分たちで守る」という意識の啓発に努め、地域における実践的な災害対応力の強化を図ります。	継続中	29
		ハザードマップや広報の活用により、地域の災害危険性や発災時に取るべき行動の周知を図ります。	継続中	29
		「まちの治安」に対する住民からの高い満足度を維持するため、地域のボランティア等による防犯活動の取組みを支援します。	継続中	29

策定経緯

年月日	内容
平成28年 4月21日	第1回土地利用計画特別委員会 ・委員長、副委員長の選出
6月15日	第2回土地利用計画特別委員会 ・神戸町都市計画マスタープランを策定することについて
9月29日	第3回土地利用計画特別委員会 ・神戸町都市計画マスタープラン（現状分析結果、都市づくりの基本的方向性、都市の将来像等）について
9月30日	第1回都市計画審議会 ・会長の選出 ・神戸町都市計画マスタープラン（現状分析結果、都市づくりの基本的方向性、都市の将来像等）について
12月 6日	第4回土地利用計画特別委員会 ・神戸町の土地利用計画、市街化調整区域内集落の維持活性化、今後の都市計画について ・神戸町都市計画マスタープラン（全体構想（案）、地域別構想（基本的考え方））について
12月20日	第2回都市計画審議会 ・神戸町の土地利用計画、市街化調整区域内集落の維持活性化、今後の都市計画について ・神戸町都市計画マスタープラン（全体構想（案）、地域別構想（基本的考え方））について
平成29年 1月12日 1月14日	神戸町都市計画マスタープラン策定に向けた住民説明会 （2回開催） ・神戸町都市計画マスタープラン（案）の概要について
1月20日	第5回土地利用計画特別委員会 ・住民説明会の結果について ・神戸町都市計画マスタープラン（原案）について
1月23日	第3回都市計画審議会 ・住民説明会の結果について ・神戸町都市計画マスタープラン（原案）について
1月25日 ～ 3月16日	岐阜県との調整 ・大垣都市計画区域マスタープランとの調整
3月 6日	第6回土地利用計画特別委員会 ・岐阜県との調整結果について ・神戸町都市計画マスタープラン（案）について
3月21日	第4回都市計画審議会 ・岐阜県との調整結果について ・神戸町都市計画マスタープラン（案）について 諮問
3月27日 ～ 4月 9日	パブリックコメント ・神戸町都市計画マスタープラン（案）について
4月17日	第5回都市計画審議会 （平成29年度第1回都市計画審議会） ・パブリックコメントの結果について ・神戸町都市計画マスタープランの策定について 答申
4月17日	計画策定

改定経緯

年月日	内容
令和7年 12月18日	第1回都市計画審議会 ・会長の選出 ・神戸町都市計画マスタープラン改定について 諮問
令和8年 3月 2日 ～ 3月16日	パブリックコメント ・神戸町都市計画マスタープランについて
3月24日	第2回都市計画審議会 ・パブリックコメントの結果について ・神戸町都市計画マスタープランの策定について 答申
3月24日	計画改定

神戸町都市計画審議会条例

昭和44年9月27日

条例第20号

改正 昭和47年12月20日条例第26号

昭和48年9月28日条例第30号

平成12年3月22日条例第26号

平成17年3月18日条例第2号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第77条の2第1項の規定に基づき、同法によりその権限を属させられた事項を調査審議させ、及び町長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、神戸町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第19条の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。
- (2) 町長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。
- (3) 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。
- (4) その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和44年政令第11号）第3条第1項及び第2項に規定する者のうちから町長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、町長が委嘱し、又は任命する。
- 4 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に審議会の庶務を処理するため、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、神戸町職員のうちから町長が任命する。

- 3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、産業建設課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和47条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和48年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成12年条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際に現に神戸町都市計画審議会委員である者の任期は、その者が委員に委嘱された日から起算して2年とする。

付 則 (平成17年条例第2号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

神戸町都市計画審議会運営規程

平成28年 7月 8日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸町都市計画審議会条例(昭和44年神戸町条例第20号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、神戸町都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の任期等)

第2条 会長の任期は委員の任期とする。

2 会長がその職を辞したときその他会長が欠けたときは、次回の審議会において会長の選挙を行い、これを選任するものとする。

(会議の招集)

第3条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、招集期日の3日前までに議案を添えて日時及び場所を委員及び議事に関係ある臨時委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

2 招集の通知があつた後に、条例第3条第2項で準用する、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和44年政令第11号。以下「政令」という。)第3条第2項に掲げる者につき任命された委員の改選があつたときは、当該通知は後任の委員についてあつたものとみなすことができる。

3 会長が欠けた場合で条例第5条第3項のあらかじめ指定した委員が指定されていない場合においては、神戸町長が審議会の会議を招集する。

(代理人の出席)

第4条 政令第3条第2項に掲げる者につき任命された委員のうち、関係行政機関若しくは都道府県の職員が、事故により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(委員等以外の者の出席)

第5条 会長は、委員及び議事に関係のある臨時委員以外の者に会議の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議の公開)

第6条 審議会の会議は公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 神戸町情報公開条例(平成13年神戸町条例第12号)第7条各号に規定する非公開情報に該当する情報を含む案件を審議する場合
- 二 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる案件を審議する場合

第7条 会長は、会場の広さその他の合理的な理由があるときは、傍聴人の数を制限することができる。

2 会長は、傍聴人が議事の進行を妨げる等の行為をしたときは、その者に退去を命ずることができる。

(議事録の作成)

第8条 審議会の議事については、議事録を作成し、会長及び会長が指名した委員2人がこれに署名するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則 (平成28年7月8日)

この規程は、平成28年7月8日から施行する。

神戸町都市計画審議会委員

区分	氏名	現職名	専門分野	任命年月日 任期
学識経験者	鶴田 佳子	岐阜工業高等専門学校教授 (建築学科)	都市計画	R7.11.1 ～R9.10.31
	藤井 えりの	岐阜協立大学准教授 (経済学部)	財政学 地方財政論	R7.11.1 ～R9.10.31
町議会議員	宮川 一美	議長	その他	R7.11.1 ～R9.10.31
	大場 光晴	副議長	その他	R7.11.1 ～R9.10.31
	宮嶋 健太郎	総務建設常任委員会委員長	その他	R7.11.1 ～R9.10.31
	小川 榮一	民生文教常任委員会委員長	その他	R7.11.1 ～R9.10.31
関係行政機関 の職員等	清水 勝行	神戸町農業委員会会長	農業	R7.11.1 ～R9.10.31
	若園 定美	神戸町区長会会長	その他	R7.11.1 ～R9.10.31
	大方 則彦	岐阜県西濃農林事務所副所長	農業	R7.11.1 ～R9.10.31
	山内 隆弘	岐阜県大垣土木事務所副所長	土木・都市	R7.11.1 ～R9.10.31

諮問書・答申書

神 建 第 4 8 8 号

令和 7年12月18日

神戸町都市計画審議会長 様

神戸町長 藤井 弘



神戸町都市計画マスタープランの改定について（諮問）

神戸町都市計画審議会条例第2条の規程に基づき、下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 神戸町都市計画マスタープランの改定について
「神戸町第6次総合計画」との整合を図りつつ、平成29年4月に策定した計画に基づく施策や事業の進捗に応じた計画内容の更新を行う。

令和8年3月24日

神戸町長
藤井弘之様

神戸町都市計画審議会
会長 鶴田佳子



神戸町都市計画マスタープランの改定について（答申）

令和7年12月18日付けで諮問のありました、「神戸町都市計画マスタープランの改定」につきまして、当会にて内容の検証及び、審議を重ねた結果、貴町のまちづくり基本方針等の上位計画に即したものであると認めましたので答申します。